

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

日ごろは、本市税務行政につきまして格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産を所有されている方は、資産の多少・異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況を申告いただくことになっております。

つきましては、申告用紙を送付しますので、本手引きを参考に、必要事項をご記入のうえ提出してください。

**申告期限：令和6年1月31日(水)**

※期限近くは窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに提出してください。

## 申告書の提出方法

- エルタックス  
● **eLTAXでの提出** 長浜市ではeLTAXによる電子申告が可能です。  
※利用手続きなど、詳しくはeLTAXのホームページ  
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。
- **郵便での提出** 〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地  
長浜市役所 税務課 資産税第一係  
※申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が  
必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を  
同封してください。
- **窓口での提出** 長浜市役所(本庁)1階 税務課窓口のほか、くらし窓口課  
(北部合同庁舎内)および各支所窓口でも受け付けます。  
※申告書の控えは同封していません。必要な人は窓口で  
写しをお渡ししますので、お申し出ください。

滋賀県長浜市

# 申告の方法

## 1. 申告の必要な方

令和6年1月1日現在、長浜市内で事業をされている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他の事業者<sup>①</sup>に事業用として貸出している方
- (2) リース資産(所有権移転外リース)については、貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等は、原則として買主の方  
(譲渡条件付きリースの場合も、割賦販売と同様の考え方で借主の方)
- (4) 賃借人(テナント)等で、内装・造作・建築設備等を取り付けた方
- (5) 償却資産を所有していない方

## 2. 申告の方式

申告の方式は次の2種類があります。

### (1) 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は市で行います。

- ① 前年中に新たに取得した資産は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に一品ずつ記入してください。
- ② 償却資産の登録のある方には、償却資産種類別明細書を同封しています。前年中に廃棄等した資産があれば、種類別明細書(減少資産用)に一品ずつ記入してください。

**所得税(法人税)の申告で減価償却が終わっている資産でも、事業の用に供することができるものは、減少資産として申告しないでください。**

- ③ 償却資産申告書の取得価額欄[「前年中に減少したもの(ロ)」「前年中に取得したもの(ハ)」「計(ニ)】を、資産の種類ごとに記入してください。

### (2) 電算処理方式

企業等の電算システムにより、賦課期日(1月1日)現在所有されている全資産について、事業者側で評価額等を計算して申告していただく方式です。

- ① 償却資産申告書の「評価額(ホ)」、「決定価格(ヘ)」、「課税標準額(ト)」欄を記入してください。
- ② 全資産の明細書(一品ごとに評価額及び課税標準額が記入されたもの)を添付してください。
- ③ 独自様式の申告書で提出される場合は、所有者コード(本市から送付した申告書の右上に印字)を転記するか、送付した申告書(記入は不要です)を添付してください。

### 3. 提出書類

11～16ページの記入例を参照のうえ記入してください。

		償却資産申告書	種類別明細書	
		提出用 (緑色)	増加資産・ 全資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)
(1) 一般方式	初めて申告される方	○	○※1	—
	償却資産の増減のある方	○	○	○
	償却資産の増減の無い方 廃業・休業等された方	○※2	—	—
(2) 電算処理方式		○	○	—

※1 長浜市内に所有する全ての償却資産について記入してください。  
ただし、償却資産を所有していない方は、償却資産申告書の備考欄の「該当資産なし」に○をして提出してください。

※2 申告書の備考欄の「資産増減なし」、「廃業」等に○をして提出してください。  
(一般方式で申告している方は、同封の簡易申告ハガキでも申告できます。)

### 4. 個人番号の記入

申告書には、個人番号(マイナンバー)または法人番号を記入してください。

個人番号を記入した申告書を提出していただく場合、番号法に定める本人確認を行いますので、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送で申告書を提出していただく場合は、資料の写し(コピー)の添付をお願いします。

なお、個人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないもの)等
身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、パスポート等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないもの)等の写し
代理人の身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、税理士証票等
代理権確認資料	委任状、税務代理権限証書等

# 償却資産のあらまし

## 1. 固定資産税における償却資産とは

次のいずれの要件にも該当するものです。

- (1) 事業のために使用することができる土地・家屋以外の資産
- (2) その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法による所得の計算上の損金または必要な経費に算入されるもの。

## 2. 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる資産を種類別に分類して例示すると次のとおりです。

資産の種類	課税対象となる主な資産	
1. 構 築 物	構 築 物	舗装路面、門扉、外灯、外構、広告塔、その他
	建物付属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他 (「6. 家屋と償却資産の区分」をご参照ください)
2. 機 械 及 び 装 置	土木建設機械(分類番号「0」、「00～09」、「000～099」の車両)、 農業用機械、印刷機械、製品の製造・加工・修理に使用する機械、 機械駐車設備、太陽光発電設備、その他	
3. 船 舶	貨物船、漁船、貨客船、モーターボート、その他	
4. 航 空 機	飛行機、グライダー、ヘリコプター、その他	
5. 車 両 及 び 運 搬 具	<p>大型特殊自動車(分類番号「9」、「90～99」、「900～999」の車両)、 構内運搬車、フォークリフト、その他 ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。</p> <p>大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について            ※1 フォークリフトなどで、次の①～④の要件をすべて満たすものは、            小型特殊自動車となり、軽自動車税の対象です。                ①長さ 4.7m以下      ②幅 1.7m以下                ③高さ 2.8m以下      ④最高時速 15km/h以下            ※2 農耕作業用自動車で、乗用装置があり最高時速35km/h未満の            ものは、小型特殊自動車になるため軽自動車税の対象です。            ※1、※2は償却資産として申告不要です。(ただし軽自動車税の申告は            必要となります。)</p>	
6. エ 具、 器 具 及 び 備 品	パソコン・コピー機・レジスター等の事務用機器、机・ロッカー・ 応接いす等の事務用備品、テレビ・ルームエアコン等の電気機器、 陳列ケース、看板(ネオンサイン)、コンテナ、金型、測定工具、 医療機器、娯楽機器、理容・美容機器、厨房機器等	

### 3. 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと次のとおりです。

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 資 産
共 通	門、塀、庭園、舗装路面、受変電設備、LAN設備、屋外給排水設備、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、コピー機、パソコン、その他
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、ステレオ、放送機器、冷蔵庫、タオル蒸器、製麺機、ガスレンジ等の厨房機器、その他
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷蔵ストッカー、日よけ、店舗用簡易装備、間仕切り、冷蔵庫、冷凍庫、肉切機、照明設備、電子秤、自動販売機、その他
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポール、その他
ホテル・旅館業	門扉、塀、ベッド、厨房機器、カラオケ機器、製氷機、自動販売機、電話交換機、その他
不動産貸付業	門扉、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備、その他
駐 車 場 業	舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具、その他
ガソリン給油業	地下タンク、ガソリン計量機、リフト、充電機器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、構内舗装、その他
金 属 製 品 組立加工業	旋盤、プレス、ボール盤、定盤、フライス盤、シャーリング、カッター、グラインダー、モーター、コンプレッサー、クレーン、溶接機、検査工具、治具、取付工具、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチスロ器、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシン、その他
医科歯科業	ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、高額検査機器、保育器、顕微鏡、冷蔵庫、その他
農 業	ビニールハウス、ハロー、ロータリー、モア、点播機、乾燥機、糞摺り機、粗選機、高圧洗浄機、種まき機、溝切機、溝堀機、農耕用車輛(小型特殊自動車除く)、その他

## 4. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。  
 なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 償却済資産(税務会計上、減価償却が終わった資産)、簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)及び建設仮勘定で経理されている資産であっても、令和6年1月1日現在で事業のために使用しているもの。
- (2) 遊休・未稼働の状態であっても、必要な維持補修を行い、使用できる状態にあるもの。
- (3) 法人解散に伴い、清算事務に使用されている資産または他の事業用として貸し付けているもの。
- (4) 改良費(新たな資産とみなし、改良された本体と区別して取り扱います。)
- (5) 土地と一体となっている場合であっても、その部分が事業のために使用され、税務会計上減価償却資産とされているもの(例：駐車場の舗装路面)。
- (6) 少額の減価償却資産の取扱い

国税(法人税・所得税)	固定資産税
耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で、一時に損金(必要な経費)に算入した資産	申告対象とならない
取得価額が20万円未満で、一括して3年間で損金(必要な経費)に算入している資産(「一括償却」)	申告対象とならない
取得価額が30万円未満で、租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例制度を利用して即時償却した資産	<b>申告対象となる</b>
個別に減価償却している資産	<b>申告対象となる</b>

## 5. 申告の対象とならない資産

- (1) 無形固定資産(漁業権、特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの  
 ※農耕トラクタにけん引されるトレーラタイプの農作業機は、軽自動車税(種別割)の対象となります。  
 (けん引式堆肥散布機、けん引式薬剤散布機等)
- (3) 美術品(取得価額が1点100万円未満のものを除く)
- (4) 馬、果樹その他の生物等(観賞用、興行用などのものを除く)
- (5) 棚卸資産(商品、貯蔵品等)及び繰延資産(開業費、試験研究費等)

## 6. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、空調設備、通信設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においてはそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。

### (1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

建築設備のうち償却資産として評価するもの(例)

電気設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備等
給排水設備	井戸、屋外設備、引込工事等
ガス設備	屋外配管、メーター等
消火設備	消火器、避難器具 ホース及びノズル等
空調設備	ルームエアコン(壁掛型)等
通信設備	電話器、交換機、LAN設備、拡声装置等

### (2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けした事業用の内装・造作・建築設備等については、上記の区分にかかわらず全て償却資産として取り扱います。

賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

## 7. 納税義務者・税率

納税義務者	令和6年1月1日(賦課期日)現在の償却資産の所有者
税率及び 税額	課税標準額(評価額の合計) × 1.4% = 税額 (千円未満切り捨て) (百円未満切り捨て)
免税点	課税標準額が150万円未満の場合は課税されません <b>(ただし、150万円未満であっても申告は必要です。)</b>
納期	年税額を第1期(5月末)、第2期(7月末)、第3期(10月末)、 第4期(12月末)の4回に分けて納めていただけます。

※事業年度の末日が12月末以外の場合でも、令和6年1月1日現在の資産状況について申告をしてください。

## 8. 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた償却資産一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × { 1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$ }
前年前に取得した資産	評価額 = 前年度評価額 × { 1 - 減価率 }

※        内の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

※毎年この方法で計算し、取得価額の5%まで減価します。

### <計算例>

パソコン	取得価額：200,000円	耐用年数：4年(減価率：0.438)
	取得年月：令和5年5月	
令和6年度評価額	$200,000円 \times (1 - \frac{0.438}{2}) = 156,200円$	
令和7年度評価額	$156,200円 \times (1 - 0.438) = 87,784円$	
令和8年度評価額	$87,784円 \times (1 - 0.438) = 49,334円$	
令和9年度評価額	$49,334円 \times (1 - 0.438) = 27,725円$	
令和10年度評価額	$27,725円 \times (1 - 0.438) = 15,581円$	
令和11年度評価額	$15,581円 \times (1 - 0.438) = 8,756円$	
	< 10,000円	

令和11年度は算出した評価額が取得価額の5%(10,000円)を下回りますので、取得価額の5%が評価額になります。令和12年度以降も、評価額は10,000円のままとなります。

このような方法で一品ごとに評価額を計算し、当該年度の全資産の評価額の合計(課税標準額)が150万円以上の場合に課税されます。

なお、一般方式により申告される場合は、実際の評価計算については市で行いますので、申告書に評価額を記入する必要はありません。

### 耐用年数に応ずる減価率表(抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
		6	0.319	11	0.189	16	0.134	21	0.104
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127	22	0.099
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120	23	0.095
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114	24	0.092
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109	25	0.088



## 9. 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	償却資産(固定資産税)	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※減価率は、国税の旧定率法で使用する償却率と同じ	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳	<b>制度無し</b>	制度有り
特別・割増・即時償却	<b>制度無し</b>	制度有り
増加償却・短縮耐用年数	制度有り	制度有り
一括償却	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費の評価	本体と区分して評価	原則区分評価、 一部合算も可

## 10. 前年前取得資産の申告

申告いただいた資産のうち、過年度において申告漏れになっていたものについては、遡及課税の対象となります。

## 11. 未申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告されなかった場合は、地方税法第386条及び長浜市税条例第75条の規定により、また、虚偽の申告をされた場合は、同法第385条の規定により罰せられます。

未申告の場合には、前回申告と同様の償却資産があるものとみなして課税を行います。

## 12. 実地調査

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて簡易調査・実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあり、調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。

### 13. 課税標準の特例

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、特例により固定資産税が軽減されます。課税標準の特例に該当する資産を取得された方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に「特例」と記入し、所管する主務官庁の証明書または届出書(写し)等を添付して申告してください。

添付書類についての詳細は市税務課までお問合せください。

特例対象 (取得期間)	特例率	適用期間	添付書類
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 1,000kW未満 (R2.4.1～R6.3.31)	2/3	3年度分	●「再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金」の交付が 確定したことがわかる書類の 写し
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 1,000kW以上 (R2.4.1～R6.3.31)	3/4	3年度分	
先端設備等導入計画に基づき 認定後に取得した事業用設備 (機械・装置・器具・備品など) (H30.6.6～R5.3.31) ※家屋・構築物の取得期間 (R2.4.30～R5.3.31) ※各設備について最低価額要件 があります。	0	3年度分	●先端設備等導入計画の写し ●先端設備等導入計画の 認定書の写し ●当該新規取得設備に係る 工業会の証明書の写し
先端設備等導入計画に基づき 認定後に取得した事業用設備 (機械・装置・器具・備品など) (R5.4.1～R7.3.31) ※各設備について最低価額要件 があります。	賃上げ表明なしの場合 1/2(3年度分)	3年度分	●先端設備等導入計画の写し ●先端設備等導入計画の 認定書の写し ●従業員への賃上げ方針を 表明したことを証する書類 ※賃上げ表明を行った場合
	賃上げ表明ありの場合 ( R5.4.1～R6.3.31 ) までに取得した設備 1/3(5年度分) ( R6.4.1～R7.3.31 ) に取得した設備 1/3(4年度分)		
家庭的保育事業等の用に 供する設備	1/3	永年	●事業実施の許認可証 ●建物図面等
企業主導型保育事業の用に 供する設備 (H29.4.1～R6.3.31)	1/3	5年度分	●保育施設の設置計画書 (補助申請書) ●補助の決定通知書等

## 14. 過疎地域における課税免除

過疎地域の産業振興を図るため、次の要件を満たしている場合、対象となる資産の固定資産税を免除(最大3年間)します。

- (1) 対象地域 虎姫地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域
- (2) 対象者 上記地域で事業を営み、青色申告書を提出する個人事業主または法人
- (3) 対象業種 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業、情報サービス等業
- (4) 対象要件 令和3年4月1日以降に取得した対象資産の取得価額(圧縮記帳適用後の金額)の合計が500万円以上(※1)の場合、課税免除の対象となる資産(※2)の固定資産税を免除します。

資産の種類		取得要件の対象 ※1	課税免除の対象 ※2	備考
土地		×	○	対象となる家屋の底地部分のみ(ただし、取得日の翌日から1年以内に家屋の建築着手があった場合に限る。)
家屋		○	○	新設・増設・改築(修繕または模様替え工事による取得を含む)※3
償却資産	機械及び装置	○	○	事業の用に直接供されるもののみ取得要件に含めることができますが、課税免税の対象にはなりません。
	構築物	○	×	
	車両及び運搬具	○	×	
	工具器具及び備品	○	×	

※1 製造業・旅館業については資本金5,000万円超の場合は、取得価額1,000万円以上、資本金1億円超の場合は取得価額2,000万円以上となります。

※2 課税免除の対象は、事業の用に直接供される家屋部分、当該家屋の敷地、機械及び装置です。

※3 資本金の額が5,000万円超である法人は、新設・増設のみが対象となります。

課税免除を受けるためには、取得した日の翌年1月31日までに申請書等の提出が必要です。

要件を満たし、償却資産の課税免除を受ける場合は、令和6年度償却資産申告書と併せて申請書等を提出してください。

詳細や申請書のダウンロードについては下記ホームページをご確認ください。

(URL : <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000003239.html>)

